

○静岡県教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

平成 18 年 3 月 24 日

教育委員会規則第 2 号

静岡県教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

静岡県教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、静岡県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 18 年静岡県条例第 34 号。以下「保存等における情報通信技術利用条例」という。)第 3 条から第 6 条までの規定により、民間事業者等が、静岡県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管する条例等に係る保存等を電磁的記録を使用して行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、保存等における情報通信技術利用条例で使用する用語の例による。

(電磁的記録による保存の方法)

第 3 条 民間事業者等は、保存等における情報通信技術利用条例第 3 条第 1 項の規定により書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うときは、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等は、前項各号に掲げる方法により電磁的記録の保存を行うときは、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機の映像面に表示し、及び書面を作成することができるようにするための措置を講じなければならない。

3 条例等の規定により同一内容の書面を 2 以上の事務所等(書面又は電磁的記録の保存が義務

付けられている場所をいう。以下同じ。)に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第1項各号に掲げる方法により当該2以上の事務所等のうち一的事务所等に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面に表示し、及び書面を作成することができるようにするための措置を講じたときは、当該他の事務所等に当該書面の保存が行われたものとみなす。

(電磁的記録による作成の方法)

第4条 民間事業者等は、保存等における情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うときは、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(作成において氏名又は名称を明らかにする措置)

第5条 保存等における情報通信技術利用条例第4条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって教育委員会が定めるものは、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。)とする。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第6条 民間事業者等は、保存等における情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行うときは、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

(電磁的記録による交付等の承諾)

第7条 民間事業者等は、保存等における情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うときは、あらかじめ、当該交付等の相手方に対し、その用いる電磁的方法について次に掲げる種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 次条第1項各号に掲げる方法のうち民間事業者等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

2 前項の規定による承諾を得た民間事業者等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による交付等を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、保存等における情報通信技術利用条例第6条第1項に規定する事項の交付等を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

(電磁的記録による交付等の方法)

第8条 保存等における情報通信技術利用条例第6条第1項に規定する電磁的方法であって教育委員会が定めるものは、次に掲げるいずれかの方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて当該交付等に係る事項を送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録した当該交付等に係る事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(保存等における情報通信技術利用条例第6条第1項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をするときは、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。